

帝京ロンドン学園 児童保護およびセーフガーディング方針

方針名	児童保護及びセーフガーディング方針
改定番号	17
方針の区分	法令に関する方針
目的	本方針は、学校がどのように児童の安全を確保し、その福祉を促進するかについて説明するものです。また、すべての職員、ボランティアおよび来訪者の責任を明確にするとともに、児童の安全または福祉に関する懸念が生じた場合に従うべき手順を定めています。 本方針は、以下に関する指針を提供します。 - 虐待、ネグレクト、搾取、過激化のリスク、および生徒からの申告・相談を含む、セーフガーディング上の懸念事項を認識し報告すること。 - 学校全体におけるセーフガーディングの管理・運営 - 職員またはボランティアに関する申し立てや懸念への対応 - 安全な雇用の手続き、および来訪者の管理 - 職員がセーフガーディング上の責任を適切かつ自信を持って遂行できるよう支援すること。
対象者	すべての教職員、ガバナー、ボランティア、委託業者、派遣職員、来訪者を対象とします。これには、寮生と関わる者も含まれます。
法令に基づく指針及び規制の枠組み	Keeping Children Safe in Education 2026 (KCSIE) Working Together to Safeguard Children 2026 Prevent Duty Guidance: For England and Wales (December 2023) National Minimum Standards (NMS) for Boarding Schools (May 2026) Buckinghamshire Safeguarding Children Partnership (BSCP) Procedures and Guidance
関連方針	いじめ防止方針、出席管理方針、行動規範方針、職員行動規範、個人情報保護方針、オンライン安全対策および適正利用方針、生徒のメンタルヘルス及びウェルビーイング方針、内部告発更新、人間関係及び性教育方針、来校者管理方針、重大事案・不審者対応方針
管理責任者	指定セーフガーディング責任者（Designated Safeguarding Lead : DSL）
承認者	学校長
審査者	ガバナー・セーフガーディング担当者
承認日	2026年9月1日
施行日	2026年9月1日
見直し頻度	年1回（または、法令もしくは法令に基づく指針に変更があった場合は、必要に応じて前倒しで見直す。）
次回見直し予定日	2027年9月1日

目次

1. 適用範囲	3
2. 保護者向け序文	3
3. 教職員向け序文	3
4. 虐待の種類	6
5. 申し立てへの対応	12
6. 記録の保管および証拠資料の作成	13
7. 通告・照会	14
8. 教育を受けていない児童および行方不明・所在不明の児童への対応	15
9. 過激化の防止	15
10. オンライン安全対策	16
11. セーフガーディング体制の管理	16
12. 学校理事会	16
13. セーフガーディングに関するガバナンスおよび監督体制	18
14. 指定セーフガーディング責任者（DSL）	18
15. 研修	20
16. 職員、ボランティアおよびその他の成人に対する申し立て	21
17. 軽微な懸念	22
18. 危害基準に該当する可能性のある申し立て	22
19. 報告経路	23
20. 停職および危機管理	24
21. 守秘義務、情報共有および記録管理	24
22. 調査結果	25
23. DBS および TRA への報告	26
24. 内部告発	26
25. 採用活動	27
26. 委託業者、ボランティアおよび派遣職員	27
27. 学校によるその他のセーフガーディング責任の履行に関する取り組み	28
28. 自分の安全を守るための生徒への教育	28
29. オンラインフィルタリングおよびモニタリング	28
30. 保護下にある児童および過去に保護下にあった児童	29
31. 寮におけるセーフガーディング体制	29
32. 学校施設を学校外活動に使用する際の取り決め	30
33. オペレーション・エンコンパス（Operation Encompass）	31
34. 付録 1 - 学校の主要なセーフガーディング連絡先	32
35. 付録 2 - 主要な外部セーフガーディング連絡先	33
36. 付録 3 - 虐待の可能性を示す兆候	34

適用範囲

この方針は、学校に在籍するすべての児童・生徒に関する、子どもの安全や保護などに関する懸念に適用されます。

また、必要に応じて、学校と関係のある、または学校を訪れているその他の子どもにも適用されます。これには、在籍児童・生徒の兄弟姉妹、18歳未満の学校職員、学校の施設で行われる活動やイベントに参加する子どもなどが含まれます。

保護者向け序文

学校では、すべての子どもの安全と心身の健康を守ることを最も大切なことと考えています。すべての教職員とガバナー・学校運営に関わる者が、子どもたちの安全を守り、その健やかな成長を支える責任を共有しています。

私たちは、以下のことを目指します。

- 子どもに対して懸念事項があった場合、出来るだけ早く支援や必要な対応を行います。
- オンライン上での被害を含め、虐待、ネグレクト、搾取などから子供を守ります。
- 子どもの身体的、精神的、感情面での健やかさを支えます。
- 子どもが安心して過ごせる、安全で温かい環境を作ります。
- すべての子どもが、出来る限り良い成長と学習の結果を得られるように支援します。

すべての教職員は、子どもの安全を守るための研修を受けています。また、子どもの安全や健康、生活について心配なことがあった場合は、必ず報告することになっています。通常、心配なことがある場合は、学校のセーフガーディング担当チームに報告します。（付録1参照）必要に応じて、学校外の関係機関に報告することもあります。（付録2参照）

もし、子どもの安全や心身の健康について心配なことがありましたら、学校の指定セーフガーディング責任者（DSL）にご相談ください。日本語で相談したい場合は、副指定セーフガーディング責任者（DDSL）にご相談ください。DSLとDDSLは密に連携し、すべての子どもが安全に過ごし、必要な支援を受けられるように対応します。

教職員向け序文

教職員は、常に生徒と適切な職業上の関係を保たなければなりません。学校では、教職員と生徒との間に、信頼に基づいた前向きで支え合う関係を築くことを大切にしています。生徒が18歳以上であっても、常に適切な職業上の境界線を守らなければなりません。

この方針では、以下について説明しています。

- 学校内で、子どもの安全をどのように守っているか。
- 子どもの安全や健康について心配なことがある場合、どうすればよいか。
- 子どもから虐待などについて打ち明けられた場合、どのように対応するか。

- 過激化、虐待、ネグレクト、搾取などについて心配なことがある場合、どのように報告するか。
- 教職員やボランティアに対する不適切な行為の申し立てがあった場合、どのように対応するか。
- 安全な雇用および来校者の管理についての手続き
- この方針は、学校の関連する子どもの安全や福祉に関する方針とあわせて読むこと。

教職員の責任

すべての教職員には、以下の責任があります。

- 子どもたちが安全に学び、安心して成長できる環境をつくること。
- 虐待、ネグレクト、搾取、その他の安全上の問題がないか、注意して子どもの様子を見ること。
- 子どもから心配なことを相談されたり、何かを打ち明けられたりした場合の対応方法を理解しておくこと。
- 学校のセーフガーディングに関する方針や手続きを理解しておくこと。
- 早期の支援や追加のサポートが必要な子どもを見つけ、適切な支援につなげること。
- 子どもの心の健康の問題が、セーフガーディング上の問題と関係している可能性に気づくこと。
- 子どものプライバシーを尊重し、情報を適切に秘密として扱うとともに、子どもを守るために必要な場合は、適切な人や機関と情報を共有すること。
- セーフガーディングの研修を受け、知識や理解を常に最新のものにすること。
- 子どもに対して、心配なことは真剣に受け止めてもらえること、そして必要な支援を受け、安全に守られることを伝え、安心させること。
- 教職員行動規に従って行動すること。

2010 年平等法 (Equality Act 2010)

学校は、障害、性別、性的指向、性別変更、民族・人種など、法律で保護されている特性を持つ生徒について、それぞれの状況や必要な支援を慎重に考えます。また、特定の特性を持つ生徒が不利益を受けていることが明らかな場合には、その生徒が必要としている支援を受けられるよう、適切に必要な範囲で積極的な対応を行います。生徒の中には、性的暴力、同性愛者・バイセクシュアル・トランスジェンダーであることを理由としたいじめ、または人種差別などによって、他の生徒よりも被害を受けるリスクが高い生徒がいる場合があります。学校は、このように特定の生徒がより大きなリスクにさらされる可能性があることを常に意識し、それぞれの状況に応じて必要な安全対策と支援を行います。

支援が必要な子ども

英国の 1989 年児童法 (Children Act 1989) では、「支援が必要な子ども」を、次のような子どもとしています。必要な支援やサービスを受けなければ、健康や成長・発達を十分に保つことが難しい、または健康や成長・発達に大きな影響を受ける可能性がある子どもです。これには、すでに重大な危害を受けている子どもや、重大な危害を受ける可能性がある子どもも含まれます。子どもは、自分の知っている人（親、養育者、子どもが生活する施設や地域の中で関わっている大人、または別の子ども）から虐待、ネグレクト、搾取を受ける可能性があります。これらは、子どもに危害を加えることだけでなく、危害を防ぐために必要な行動を取らないことによっても起こります。

学校では、「ソーシャルワーカーが関わっている子ども（CWSW）」について、特に注意して見守ります。CWSW とは、子どもの安全や福祉に関する理由から、現在ソーシャルワーカーの支援を受けている、または過去 6 年以内にソーシャルワーカーの支援が必要と判断された子どもを指します。また、より手厚い支援が必要な心身の健康上の問題を抱えている生徒についても、学校のセーフガーディングチームが注意深く見守り、必要な支援を行います。

学校は、子どもの安全を守るために、「トラウマに配慮した対応」が必要であると考えています。子どもの問題のある行動だけを見るのではなく、その行動の背景にある原因や、過去に経験したつらい出来事（トラウマ）が関係していないかを考えながら、子どもに対応します。

特別な教育的支援や障害（SEND）がある子ども、または特定の健康上の問題を抱えている子どもは、セーフガーディングにおいて、より大きなリスクや特別な課題を抱える場合があります。学校は、このような子どもについて、虐待、ネグレクト、搾取などの被害に気づくことが、より難しい場合があることを認識しています。

その理由には、以下のようなものがあります。

- 行動、気分の変化、けがなどの虐待の可能性を示す兆候について、十分な確認や調査を行わずに、その子どもの障害や健康状態に起因するものだと決めつけてしまうこと。
- これらの子どもたちは、他の子どもたちに比べて、仲間集団から孤立したり、いじめ（偏見に基づくいじめを含む）を受けたりするリスクが高いこと。
- SEND（特別な教育的ニーズおよび障害）や特定の医療的状态のある子どもは、いじめなどの不適切な行為による影響を不均衡に受けやすく、しかもその影響が外見上は現れない場合があること。
- コミュニケーション上の障壁があり、こうした問題への対処や被害・困りごとの報告が難しい場合があること。

学校は、特別な教育的支援が必要な子ども（SEND）が、インターネット上でも特別なリスクにさらされることを理解しています。例えば、ネットいじめ、犯罪目的で子どもに近づく行為（グルーミング）、過激な思想への勧誘などです。また、SEND の子どもは、性的な暴力やセクシュアルハラスメントの被害を受けるリスクが高い可能性があることも認識しています。そのため学校は、必要に応じて、これらの子どもたちに対してより手厚い見守りや心のサポートを行います。また、自分の気持ちや困りごとを伝えやすくするためのコミュニケーション支援も提供します。

早期の支援

心配される出来事や、子どもの行動の変化が見られた場合は、必ず記録し、DSL に報告しなければなりません。そのうえで、早期支援が必要かどうかを判断します。

早期支援は、どの子どもにも役立つ可能性があります。しかし、職員は特に次のような子どもについて、早期支援が必要になる可能性がないか注意を払う必要があります。

- 障害がある、または特定の健康上の問題があり、追加の支援を必要としている子ども
- 特別な教育的支援が必要な子ども（教育・保健・ケアプラン〈EHCP〉の有無は問わない）
- 精神的・心理的な支援を必要としている子ども

- 家族の介護や世話を担っている子ども
- 非行や犯罪行為に関わるおそれがある兆候を示している子ども（ギャングへの関与、組織犯罪グループや「カウンティ・ライズ」と呼ばれる薬物犯罪ネットワークとのつながりを含む）
- 学校を頻繁に欠席したり、行方が分からなくなったりする子ども
- 複数回の停学処分を受けたことがある、または退学処分のリスクがある子ども（代替教育機関や生徒紹介ユニット〔PRU〕に通っている場合を含む）
- 現代奴隷制、人身売買、性的搾取、または犯罪的搾取の被害に遭うおそれがある子ども
- 過激思想への勧誘（ラディカライゼーション）や搾取を受けるリスクがある子ども
- 親や保護者が服役中である、または親の犯罪行為の影響を受けている子ども
- 家庭内に、薬物やアルコールの乱用、成人のメンタルヘルスの問題、家庭内暴力など、子どもの成長に影響を与える課題がある子ども
- 本人がアルコールや薬物を乱用している子ども
- 女性性器切除（FGM）や強制結婚など、いわゆる「名誉を理由とした虐待」の被害を受けるおそれがある子ども
- 親族ではない里親（Private Fostering）のもとで生活している子ども

メンタルヘルス

学校は、良好なメンタルヘルスが子どもの全体的な健康と幸福にとって重要な要素であると考えています。教職員は、メンタルヘルスの問題が、虐待、ネグレクト、搾取、またはその他のセーフガーディング上の問題を子どもが経験している、あるいはそのリスクにさらされていることを示すサインである場合があることを理解しておく必要があります。ただし、メンタルヘルスの問題があるからといって、自動的にセーフガーディング上の問題があると判断してはなりません。

教職員が子どものメンタルヘルスについて心配がある場合は、その懸念を DSL に相談し、必要に応じて学校の生活指導担当者（または担任）やメンタルヘルス担当教員（養護教諭）と話し合う必要があります。学校は、その子どもに対して、学校内での見守りや心のサポート、早期支援、専門的なメンタルヘルスの支援、及び／またはセーフガーディング対応が必要かどうかを検討します。また、自傷行為、自殺を考えている兆候、摂食障害、その他の深刻なメンタルヘルスの問題については、常に重大な懸念事項として受け止め、適切に対応します。

虐待の種類

虐待、ネグレクト、搾取、その他のセーフガーディングに関する問題は、単独で起こることはほとんどありません。また、一つの定義や名称だけで説明できるものでもありません。多くの場合、複数の問題が重なり合いながら子どもに影響を与えています。

すべての教職員は、子どもが危害を受けるリスクにつながる可能性のあるセーフガーディング上の問題について理解しておく必要があります。例えば、薬物やアルコールの乱用、意図的に学校を欠席すること、裸や半裸の画像や動画を、同意の有無にかかわらず共有することは、子どもが危険な状況に置かれているサインである場合があります。また、すべての教職員は、メンタルヘルスの問題が、場合によっては、その子ども

が虐待、ネグレクト、または搾取を受けている、あるいは受けるリスクにさらされていることを示す兆候となる可能性があることを認識しておく必要があります。

教職員は、子どもたちが虐待、搾取、ネグレクトを受けていても、それを誰かに話す準備ができていなかったり、どのように伝えればよいか分からなかったりする場合があることを理解しておく必要があります。また、自分が経験していることが有害なものであると認識していないこともあります。例えば、子どもは恥ずかしさや屈辱感を感じていたり、脅されていたりするために、助けを求められないことがあります。また、その背景には、年齢や発達段階による弱さ、障害、性的指向、あるいは言語の壁などが関係している場合があります。しかし、このような事情があるからといって、教職員が子どもへの関心や注意を怠ってはいけません。子どもの様子に少しでも気になることがあれば、専門的な視点を持って状況を確認し、DSLに相談することが大切です。また、子どもや若者が安心して気持ちや悩みを話せるようにするためには、教職員が日頃から信頼関係を築き、コミュニケーションしやすい環境を整えることも重要です。

虐待の定義

虐待とは、子どもに対する不適切な扱いのことを指します。虐待は、誰かが子どもに危害を加えることによって起こる場合もあれば、子どもを危害から守るために必要な行動を取らないことによって起こる場合もあります。「危害」には、身体的な暴力だけでなく、精神的・感情的な苦痛を与える行為も含まれます。また、他人が虐待を受けている場面を見たり聞いたりすることによって受ける影響も含まれます。特に家庭内虐待については、子ども自身が直接被害を受けていなくても、その様子を見たり、声を聞いたり、家庭内の緊張や恐怖を感じたりすることで深刻な影響を受ける可能性があります。子どもは、家庭の中だけでなく、学校や施設、地域社会などさまざまな場所で虐待を受けることがあります。また、加害者は家族や知人であることが多いですが、まれに見知らぬ人である場合もあります。さらに、虐待は対面だけでなく、インターネットやSNSなどオンライン上で行われることもあります。加害者は男性、女性、あるいは他の子どもである場合もあります。

虐待のサイン

虐待の可能性を示す詳しいサインについては、付録3を参照してください。

身体的虐待

身体的虐待とは、子どもに身体的な危害を加える行為です。例えば、殴る、たたく、激しく揺さぶる、投げつける、毒物を飲ませる、やけどを負わせる、熱湯をかける、溺れさせる、息ができない状態にする、その他、身体的なけがや苦痛を与える行為が含まれます。また、保護者や養育者が、子どもに病気の症状があるように見せかけたり、意図的に病気やけがを引き起こしたりすることも身体的虐待に含まれます。

心理的虐待

心理的虐待とは、子どもの心や感情の発達に深刻で長期的な悪影響を与えるような扱いを繰り返し行うことです。例えば、「お前には価値がない」「誰からも愛されていない」などと言い、子どもに自分は大切な存在ではないと思わせること、子どもを無能だと感じさせたり、他人の期待に応えたときだけ価値があるかのように扱ったりすること、子どもが自分の考えや気持ちを表現する機会を与えないこと、意図的に子どもの発言を無視したり、話し方やコミュニケーションの方法をからかったりすること、年齢や発達段階に見合わ

ない過度な期待を押し付けること、子どもの成長や能力を超えることを要求すること、過度に保護して、学んだり挑戦したりする機会を奪うこと、友達と遊ぶなどの普通の社会的活動への参加を妨げること、家庭内暴力や虐待など、他人が不当な扱いを受ける場面を見たり聞いたりさせること、深刻ないじめ（インターネット上のいじめを含む）によって、子どもが常に恐怖や不安を感じる状態に置かれること、子どもを利用したり、悪い行為へ巻き込んだりすること、が含まれます。心理的虐待は、単独で起こることもあります、身体的虐待や性的虐待、ネグレクトなど、あらゆる種類の虐待に伴って見られることが多い虐待です。

性的虐待

性的虐待とは、子どもや若者に対して、性的な行為に参加するよう強制したり、誘導したりすることを指します。子ども本人が何が起きているのか十分に理解していない場合でも、性的虐待にあたります。

性的虐待には、レイプやオーラルセックスなどの挿入を伴う性的暴行、マスターベーション、キス、身体をこすりつける行為、服の上から身体を触る行為のような身体的接触を伴うものや、性的な画像や動画を見せたり、性的な画像や動画の作成に子どもを関与させること、性的な行為を見せること、年齢にふさわしくない性的な行動をするよう促すこと、将来的な性的虐待を目的として、子どもに近づき信頼関係を築くというような身体的接触を伴わないものが含まれます。性的虐待は、インターネットや SNS などのオンライン上でも起こる可能性があります。また、テクノロジーが対面での虐待を行うための手段として利用されることもあります。性的虐待の加害者は成人男性だけではなく、女性や他の子どもが加害者となる場合もあります。特に、子ども同士による性的虐待は、学校において重要なセーフガーディングの課題の一つとして認識されています。

ネグレクト

ネグレクトとは、子どもの基本的な身体的または心理的なニーズを継続的に満たさないことを指します。その結果、子どもの健康や発達に深刻な悪影響を及ぼすおそれがあります。ネグレクトは、妊娠中から起こることがあります。例えば、母親が薬物やアルコールを乱用することで、胎児に悪影響を与える場合があります。子どもが生まれた後のネグレクトには、子どもに十分な食事を与えないこと、安全に暮らせる住居や適切な衣類を提供しないこと、子どもを家から追い出したり、置き去りにしたりすること、子どもを身体的・精神的な危険から守らないこと、十分な見守りや監督を行わないこと、適切ではない人に子どもの世話を任せること、必要な医療や治療を受けさせないこと、また、子どもの感情的なニーズに応えないこともネグレクトに含まれます。

重大な暴力犯罪

すべての教職員は、子どもが重大な暴力犯罪に巻き込まれている、または巻き込まれる危険があることを示すサインについて理解しておく必要があります。例えば、次のような変化や兆候が見られる場合があります。学校の欠席が増える、友人関係が変わり、年上の人や特定のグループと頻繁に行動するようになる、学業成績や学校での成果が著しく低下する、自傷行為の兆候が見られる、心身の健康状態や様子が大きく変化する、暴行を受けた痕跡や、原因の分からない怪我が見られる、などです。また、説明のつかない高価なプレゼントや新しい持ち物を突然持つようになった場合は、犯罪組織やギャングと関係のある人物から接触を受けている、あるいは犯罪行為に関わっている可能性があります。その結果、犯罪的搾取の被害を受ける危険もあります。教職員は、重大な暴力犯罪に関与するリスクを高める要因についても理解しておく必要があ

ります。例えば、学校を頻繁に欠席している、退学処分されたことがある、虐待やネグレクトなどの被害を経験している、窃盗などの非行や犯罪行為に関わったことがある、といった背景がある場合、リスクが高まる可能性があります。また、統計的には男子生徒がこのようなリスクにさらされやすいとされていますが、トランスジェンダーやノンバイナリーの生徒もリスクを抱える可能性があります。さらに、女子生徒はリスクが低いと決めつけてはいけません。教職員は性別による先入観を持たず、その子どもの行動や状況の変化を最も重要な危険信号として捉えることが大切です。

子どもの性的搾取（CSE）と子どもの犯罪的搾取（CCE）

子どもの性的搾取（Child Sexual Exploitation: CSE）と子どもの犯罪的搾取（Child Criminal Exploitation: CCE）は、いずれも虐待の一種です。これらは、個人やグループが子どもとの力関係の差を利用して、子どもを性的な行為や犯罪行為に巻き込むことを指します。加害者は、子どもを脅したり、圧力をかけたり、だましたり、巧みに誘導したり、子どもの弱みや不安につけ込むことで支配し、利用します。その見返りとして、子どもが欲しいものや必要としているものを与える場合があります。また、加害者は自分自身の利益のために子どもを利用することがあります。例えば、金銭的な利益を得るため、犯罪グループ内での地位や評価を高めるため、暴力や暴力の脅しによって支配するため、などが挙げられます。CSE や CCE の被害は、男の子にも女の子にも起こり得ます。

CCE には、さまざまな形があります。「カウンティ・ラインズ」と呼ばれる薬物犯罪ネットワークのために、薬物や現金を運ぶされたり、大麻の栽培工場で働かされたり、万引きやスリをさせられるたり、という行為を強要されたりだまされてやらされることがあります。また、自動車盗難などの車両犯罪に関わらせられたり、他人を脅したり、深刻な暴力行為を行ったりするよう強要されることもあります。このような搾取では、加害者が子ども本人やその家族に暴力をほのめかしたり、実際に脅したりすることで支配することがあります。また、子どもに借金を負わせ、その返済を理由に犯罪行為を続けさせるなど、逃げられない状況に追い込むこともあります。さらに、子どもがナイフなどの武器を運ばされたり、周囲から身を守るためだと思い込んで自ら持ち歩くようになりたりする場合もあります。犯罪的搾取を受けている子どもは、自分自身も犯罪行為に関わっていることが多いため、大人や専門家から「加害者」と見なされてしまい、実際には被害者であるという事実が見落とされることがあります。しかし、たとえ本人が同意しているように見えたり、自分の意思で行っているように見えたりしても、その背景に脅迫や支配、だましなどがあれば、その子どもは犯罪的搾取の被害者である可能性があります。

犯罪的搾取を受けている女子と男子では、その経験や置かれている状況が大きく異なる場合があります。そのため、女子に見られる犯罪的搾取のサインは、男子の場合と同じとは限りません。しかし、女子も犯罪的搾取の被害を受ける可能性があることを、教職員や専門家は十分に理解しておく必要があります。また、犯罪的搾取を受けている子どもは、男子・女子を問わず、CSE の被害を受けるリスクも高くなる可能性があります。

CSE は、性的虐待の一種です。性的虐待には、身体的な接触を伴うものと、接触を伴わないものがあります。レイプなどの、身体への挿入を伴う性的暴行、オーラルセックス、マスターベーション、キス、身体をこすりつける行為、服の上から身体を触る行為などのように、身体的な接触を伴うものと、子どもを性的な画像や動画の制作に関わらせること、性的な画像を無理に見せること、性的な行為を見せること、子どもに

不適切な性的行動をするよう促すこと、性的虐待をするために、事前に子どもと信頼関係を作る「グルーミング」（インターネットを通じたものを含む）などのように、身体的な接触を伴わない行為があります。CSE は、長期間にわたって行われる場合もあれば、一度だけ起こる場合もあります。また、子ども自身がその場で被害に気づかないこともあります。例えば、本人が知らないうちに、他の人がその子どもの性的な動画や画像を SNS で共有する場合などです。CSE は、性的な行為を強要されたすべての子どもに起こり得ます。これは、法律上、性行為に同意できる年齢である 16 歳や 17 歳の子どもも含まれます。16 歳や 17 歳であっても、強要されたり、だまされたり、利用されたりして性的な行為に関わった場合は、性的搾取の被害者となる可能性があります。また、子ども自身が「自分は搾取されている」と気づいていない場合もあります。例えば、「本当の恋愛関係だ」と思っているため、自分が利用されていることに気づかないことがあります。

家庭内暴力

家庭内暴力には、さまざまな形があります。一度だけ起こる場合もあれば、繰り返し行われる場合もあります。家庭内暴力には、心理的な虐待（相手を支配・コントロールする行為を含む）、身体的な暴力、性的な暴力や虐待、経済的な支配や制限、精神的・感情的な虐待が含まれます。子どもも家庭内暴力の被害者になることがあります。子ども自身が直接暴力を受けていなくても、家庭内で暴力が行われているのを見たり、聞いたり、その影響を受けたりすることがあります。また、子ども自身が交際相手から暴力や支配を受ける場合もあります。これは、10 代の交際関係における虐待（Teenage Relationship Abuse）と呼ばれます。家庭内暴力は、子どもの健康、心身の状態、成長・発達、そして学習する力に、長期的かつ深刻な悪影響を与える可能性があります。

子どもは、1 種類だけでなく、複数の種類の虐待を受ける、またはその危険にさらされる可能性があります。また、虐待は一度だけ起こる場合もあれば、長期間にわたって繰り返し起こる場合もあります。どのようなケースであっても、「支援が必要な子ども」または「児童保護」の手続きに従って対応する必要があります。また、子どもが通常住んでいる地域（自治体）の手続きがある場合は、その地域の手順に従って対応します。

FGM（女性性器切除／Female Genital Mutilation）

すべての教職員は、FGM について心配なことがある場合は、DSL に相談しなければなりません。ただし、教師が職務中に、18 歳未満の子どもに FGM が実際に行われたと思われる事実を把握した場合、その教師は自分自身で警察に報告する義務があります。

児童・生徒間の虐待・加害

すべての教職員は、子どもが他の子どもに対して虐待や加害行為を行うことがあるということを理解しておく必要があります。これは、インターネット上で行われるものも含まれます。また、学校で子ども同士の虐待について報告された事例がないからといって、実際に起こっていないとは限りません。被害を受けた子どもが、報告していないだけの場合もあります。子ども同士による虐待や加害行為は、どのようなものであっても許されるものではなく、学校はすべてのケースを重大な問題として受け止め、適切に対応します。学校は、子ども同士による虐待・加害行為を一切容認しない方針をとっています。

子ども同士による虐待・加害には、以下のようなものが含まれますが、これらだけに限られるものではありません。

- いじめ（ネットいじめ、偏見や差別に基づくいじめを含む）
- 同年代の子ども同士の親密な関係（交際関係）における虐待や加害行為
- 殴る、蹴る、揺さぶる、噛む、髪を引っ張る、その他の方法で身体に危害を加えることによる身体的な虐待・暴力。（身体的な虐待・暴力には、オンライン上の行為が関係する場合があります。例えば、インターネットやSNSを使って、暴力を促したり、脅したり、実際の暴力につなげたりするケースです。）
- 性的暴力（強姦、挿入を伴う性的暴行等）。これには、性的暴力を助長、脅迫、または扇動するオンライン上の行為やコンテンツも含まれます。
- 性的ハラスメント（性的な発言、コメント、冗談、オンライン上での性的ハラスメント等）。これらは単独で発生する場合もあれば、より広範な虐待行為の一部として行われる場合もあります。
- 同意なく他者に性的行為を行わせる行為（衣服を脱ぐことを強要する、自身の身体に性的な接触をさせる、または第三者との性的行為を強要すること等）。
- ノード画像や半裸画像・動画の共有（本人の同意がある場合およびない場合の双方を含む）。これには、いわゆる「セクスティング（性的な画像や動画の送受信）」や「青少年による性的画像の作成・共有」が含まれます。
- 盗撮行為（アップスカーティング）。これは通常、本人の許可なく衣服の下を撮影し、性器や臀部を見たり記録したりすることで性的満足を得ること、または被害者に屈辱、不安、苦痛を与えることを目的とする行為を指します。
- 入会儀式やしごきに伴う暴力的行為・慣行。これには、グループへの加入や受け入れの条件として行われる嫌がらせ、虐待、屈辱的な行為が含まれ、オンライン上で行われる場合もあります。

生徒には、虐待を報告するためのさまざまな相談・報告手段があることを周知していますが、まずは可能な限り、自身または他者に関する懸念について担任教員に相談・報告するよう奨励しています。また、生徒は、どの教職員に対しても虐待に関する懸念を報告することができ、その訴えは真摯に受け止められることを理解しています。すべての教職員が、児童・生徒間で発生する虐待的な性質を持つ不適切な行動に対して、適切に指摘し対応することの重要性を理解していることが不可欠です。例えば、性的ハラスメントを「ただの冗談」「ふざけているだけ」「成長過程の一部」「男の子ならよくあること」などとして軽視することは、容認できない行動を許容する風土を生み出し、児童・生徒にとって安全でない環境につながるおそれがあります。さらに深刻な場合には、虐待行為が常態化・正当化される文化を助長し、児童・生徒がそのような行為を「普通のこと」と受け入れてしまい、被害を受けても報告しなくなる状況を招く可能性があります。

リスクを最小限に抑えるための対策

学校は、いじめ防止方針に定める、生徒同士が互いに思いやりと寛容さを持って接する環境づくりに加え、児童・生徒間の虐待のリスクを最小限に抑えるため、以下の取組を実施しています。

- 全校集会や RSE（Relationships and Sex Education：人間関係・性教育）プログラムを通じた教育の実施
- 児童・生徒に対する適切な監督・見守りの実施
- 寄宿舎生活の特性および、児童・生徒が宿泊施設を共有することに伴うリスクへの十分な配慮。特に、いじめを受けている寮生は、通学生のように頻繁に自宅へ帰ることができないため、加害者から長時間離れることが難しいという点を考慮します。
- 生徒の意見や声を表明するためのさまざまな機会を設けるとともに、匿名での報告を含む複数の相談・通報手段を提供すること。
- 無意識または日常的な偏見や差別的言動やその他の「軽微」と見なされがちな虐待行為に対しても、予防的かつ明確な姿勢で対応すること。
- すべての教職員に対し、常に注意を払い、懸念事項がある場合は速やかに DSL へ報告する必要があることを周知徹底すること。

申し立てへの対応

被害を受けた児童・生徒に対しては、被害の申告までにどれほど時間が経過していたとしても、その訴えを真摯に受け止めていることを伝え、適切な支援を提供するとともに、安全が確保されることを保証することが極めて重要です。オンライン上や学校外で発生した虐待についても軽視することなく、学校内で発生した事案と同様に重大な問題として扱わなければなりません。性的暴力や性的ハラスメントを報告したことによって、被害者に「問題を引き起こしている」と感じさせてはなりません。また、報告を行ったことについて、被害者が恥ずかしさや罪悪感を抱くような対応をしてはなりません。さらに、法律は児童・生徒を犯罪者として扱うためではなく、保護するために存在するものであることを説明することが重要です。その際には、児童・生徒に不安や恐怖を与えることのないよう、年齢や理解度に応じた適切な方法で説明しなければなりません。

学校における児童・生徒間の虐待への対応は、まず「いじめ防止方針」および「行動規範方針」に基づいて行われます。また、必要に応じて、警察や児童福祉機関などの関係機関への通報・連携を行う場合があります。いじめ事案については、「児童・生徒が重大な危害を受けている、または受けるおそれがあると合理的に疑われる場合」、児童保護上の懸念事項として取り扱います。このような場合には、関係するすべての児童・生徒が何らかのリスクにさらされている可能性があるものと考えます。性的暴力および性的ハラスメントに関する申し立てについては、KCSIE に定められた関連ガイダンスに従って対応します。オンライン上の安全に関する懸念については、Buckinghamshire Safeguarding Children Partnership（BSCP）のアドバイス、KCSIE の関連規定、ならびに UKCIS が公表する「ヌード画像および半裸画像の共有」に関するガイダンスに基づいて対応します。

すべての懸念事項は、学校のセーフガーディング記録システムに記録されます。また、DSL が対応全体を統括し、必要に応じて他の生徒支援担当職員と連携して対応します。DSL は、児童・生徒間の虐待に関する事案の記録を継続的に管理するとともに、DDSL と定期的に事案を振り返り、対応から得られた教訓や改善点を検討します。

児童・生徒から直接的な申し立てや被害の開示があった場合

- 児童・生徒に対し、その訴えが確かに受け止められたことを伝え、安心感を与えます。また、学校として今後どのような対応を行うのかを、可能な範囲で説明します。ただし、その内容を教職員と本人だけの間で必ず秘密にできるといった、実現できない約束や誤った安心感を与えてはなりません。
- 児童・生徒が自分のペースで、自分なりの方法で話せるように配慮します。
- 児童・生徒の話を支えに聞き、必要な場合は内容を確認するための最小限の質問にとどめます。
- 誘導的な質問や、本人が自発的に話していない情報を引き出そうとする質問は行いません。
- 質問を行う際は、TED アプローチを用います。Tell（話してください）、Explain（説明してください）、Describe（どのようなことだったか教えてください）
- できるだけ早い段階で、把握した内容を詳細に記録します。ただし、話を聞いている最中にすべてを書き留めようとする重要な情報を聞き逃す可能性があるため、まずは傾聴を優先し、その後速やかに記録を作成します。
- DSL に報告します。

学校は調査機関ではないことを十分に認識する必要があります。そのため、児童・生徒に対して身体検査を行ったり、同じ申し立てや被害内容について何度も異なる教職員へ繰り返し説明させたりしてはなりません。事実関係の調査や詳細な聞き取りは、児童福祉機関が担う役割であり、必要に応じて警察が対応します。

記録の保管および証拠資料の作成

適切な記録の作成および保管は、児童・生徒の継続的な福祉と安全を確保し、その状況を適切に把握・管理するために不可欠です。すべての懸念事項、協議内容、決定事項およびその決定理由については、書面で記録し、セーフガーディング記録システムに保存します。

記録には、以下の事項を含めるものとします。

- 懸念事項の内容について、明確かつ包括的な要約
- 当該懸念事項について、どのように対応し、追跡調査を行い、解決に至ったかの詳細
- 実施した対応措置、下された判断および決定事項、その結果や経過に関する記録

守秘義務および情報共有

学校は、児童保護に関する事項について、Keeping Children Safe in Education（KCSIE）ならびに Working Together to Safeguard Children（WTSC）で定められた指針に基づき、適切な関係機関と関連情報を保持、利用および共有する責任と権限を有しており、必要な場合には可能な限り早期に情報共有を行います。

また、学校は、英国一般データ保護規則の要件に基づき、適切な研修を受けたデータ保護責任者（Data Protection Officer：DPO）を配置しています。DPO は、守秘義務および情報共有に関するすべての要件について、学校が法令および関連規程を遵守していることを確保する役割を担います。

すべての教職員は、以下の事項を遵守します。

- 担当する児童・生徒のプライバシーを保護する必要性について理解するとともに、児童・生徒に関する情報を守秘義務およびセーフガーディングの両方に配慮した方法で取り扱うための法的要件および学校の方針を理解します。
- 保護者および／または養育者と、機密性を確保した環境で相談や面談を行うことを確保します。
- 児童・生徒から虐待に関する報告を受けた際には、「誰にも話さない」と約束することはできないと理解しています。そのような約束は、必ずしも児童・生徒の最善の利益につながるとは限らないためです。
- 児童・生徒の安全と福祉に関するリスクや懸念を早期に特定し、評価し、適切に対応するため、必要な情報を可能な限り早い段階で積極的に共有する専門的責任を負っていることを理解します。これには、DSL への報告や、必要に応じた関係機関との情報共有が含まれます。
- 個人情報共有すべき場合と共有を控えるべき場合を適切に判断できるよう、関連するデータ保護の原則について理解し、十分に配慮して業務を遂行するための研修および情報提供を受けます。

2018 年データ保護法（Data Protection Act 2018）および英国一般データ保護規則（UK GDPR）は、学校および個人に対し、個人情報を公正かつ適法に取り扱い、保有する情報を安全かつ適切に管理する義務を課しています。一方で、2018 年データ保護法および UK GDPR は、児童・生徒の安全を確保するために必要な情報共有を妨げるものではありません。情報共有に対する懸念が、児童・生徒の福祉を守り、その安全を確保するために必要な措置の妨げとなってはなりません。

校長および DSL は、児童・生徒のセーフガーディングに関する関連情報について、「知る必要がある者」の原則に基づき、必要な教職員にのみ開示します。

通告・照会

教職員は、学校の実践、方針、または同僚の行動に関して、児童・生徒が危害を受けるおそれがあると考えられる懸念や申し立てがある場合には、速やかに DSL へ報告しなければなりません。通常、セーフガーディングに関する外部機関への通報および連携の責任は、校長および DSL が担います。しかしながら、児童・生徒を保護するために必要であると判断した場合には、いかなる教職員も児童福祉機関、警察、またはその他の適切な児童保護関係機関へ直接通報を行うことができます。特に、児童・生徒が差し迫った危険にさらされている場合、または学校の手続きに従って既に報告されたセーフガーディング上の懸念事項が適切に対応されていないと教職員が判断した場合には、遅滞なく必要な通報を行わなければなりません。

学校の内部手続きに加え、懸念事項は学校の内部告発方針に基づいて提起することもできます。児童・生徒が直ちに重大な危害を受ける危険がある場合には、遅滞なく児童福祉機関および／または警察へ通報しなければなりません。DSL は、関係機関への通報後の対応状況や進捗を継続的に確認し、対応が不十分であると判断される場合には、さらなる働きかけや上位機関へのエスカレーションを行います。また、児童・生徒の状況に改善が見られない場合には、教職員は適切な対応が講じられ、必要な支援および保護が提供されると確信できるまで、継続して懸念事項を提起し、必要に応じて段階的にエスカレーションを行わなければなりません。

教育を受けていない児童および行方不明・所在不明の児童への対応

児童・生徒が長期間にわたり欠席している場合や、欠席を繰り返している場合は、ネグレクト、性的搾取、犯罪的搾取（特に「カウンティ・ラインズ」と呼ばれる組織的な薬物犯罪への関与）など、さまざまなセーフガーディング上の問題を示す重要な警告サインとなる可能性があります。学校では、継続的な欠席が見られる生徒や、教育の場から所在不明となるおそれのある生徒に対して適切に対応し、その背景に虐待や搾取が存在しないかを把握するとともに、欠席が続く児童・生徒が将来的に「教育現場から所在不明となる児童・生徒」となることを防止するよう努めます。この対応は、問題が初期段階で現れ始めた場合だけでなく、すでに地方自治体の児童福祉機関が関与し、ソーシャルワーカーによる支援を受けている生徒（支援を必要とする児童、児童保護計画の対象となっている生徒、または公的保護下にある生徒）にも適用されます。こうした生徒については、学校への欠席が続くことで、家庭内または地域社会において既に認識されているセーフガーディング上のリスクがさらに高まる可能性があるため、特に注意深く状況を把握し、必要な支援および保護措置を講じます。

学校は、生徒が所在不明となった場合、特に同様の事案が繰り返し発生する場合に備え、適切に把握し対応するための手順を整備しています。生徒の出席記録は教務部が管理し、すべての欠席については担任教員が確認および追跡調査を行います。無断欠席は生徒の安全や福祉に関わる問題である可能性があるため、学校による通常の調査で理由が確認できない場合は、DSL へ報告しなければなりません。学校は通常、保護者双方の自宅電話番号、携帯電話番号および勤務先電話番号を保有しており、在籍するすべての生徒について少なくとも 2 件の緊急連絡先を確保するよう努めます。

学校は、以下の場合に地方自治体へ通知します。

- 生徒が継続的に学校へ出席しない場合、または学校の許可なく連続して 10 日以上欠席した場合。
- 通常の進級・進学時期以外の時期に生徒が入学または退学した場合や、18 歳未満の生徒が退学する際、転入先の学校が確認できていない場合。

過激化の防止

児童・生徒は、テロリズムにつながる過激化の影響を受ける可能性があります。児童・生徒が過激化の影響を受けやすいかどうかを判断する単一の基準は存在しないが、懸念を示す要因が見られる場合があります。学校は、過激な思想やイデオロギーから児童・生徒を保護し、過激化のリスクを抱える者がテロ活動へ引き込まれることを防ぐため、適切な介入を行います。これは他のセーフガーディング上のリスクと同様に扱われるべきものであり、教職員は児童・生徒の行動や態度の変化に注意を払い、支援や保護が必要となる兆候を見逃さないよう努めます。

児童・生徒をこのようなリスクから守ることは、本校のセーフガーディング方針の重要な一部です。すべての教職員は、児童・生徒の行動の変化や支援・保護の必要性を示す兆候を認識できるよう、適切な研修を受けます。教職員は、過激化のリスクがある可能性のある児童・生徒を適切に見極め、状況に応じた対応を行うための判断を下せるよう支援を受けます。懸念事項が生じた場合は、DSL（または DDSL）に速やかに報告しなければなりません。DSL は、報告内容を検討し、必要に応じて関係機関への照会や支援要請等の適切

な措置を講じます。また、児童・生徒または他者の安全に対する差し迫った危険が認められる場合には、直ちに警察その他の関係機関へ連絡します。

オンライン安全対策

学校は、包括的な「オンライン安全対策および適正利用方針」を策定しており、本方針と併せて参照する必要があります。

児童・生徒を、オンライン上の有害または不適切なコンテンツや行為から保護することは極めて重要です。学校は、オンライン安全対策を学校全体で推進するアプローチを採用し、児童・生徒および教職員が安全かつ適切にテクノロジーを利用できるよう支援するとともに、必要に応じて懸念事項を把握し、介入し、適切な機関や担当者へ報告・連携するための体制を整備しています。

また、学校は、テクノロジーおよびそれに関連するリスクや危害の形態が急速に変化することを認識しています。このため、オンライン安全対策に関するすべての取組について毎年度見直しを実施し、その結果を学校理事会へ報告します。

セーフガーディング体制の管理

学校理事会

学校理事会¹は、学校全体で一貫したセーフガーディングおよび児童保護の取組を推進する責任を負っています。セーフガーディングに関する体制は、常に児童・生徒の福祉および最善の利益を意思決定の中心に据え、学校の関連するすべての方針、手続きおよび実践活動の基盤となるものでなければなりません。

学校理事会は、学校がセーフガーディングに関するすべての関連法令、指針および基準を遵守することを確保する責任を負っています。関連法令には、Keeping Children Safe in Education (KCSIE)、Working Together to Safeguard Children、the Independent School Standards, and the procedures of the Buckinghamshire Safeguarding Children Partnership (BSCP)が含まれます。

学校理事会は、以下の事項を確実に実施するものとします。

- 適切なセーフガーディングおよび児童保護に関する方針・手続きを整備し、効果的に運用するとともに、少なくとも年1回見直しを実施すること。
- 十分な研修を受けた指定セーフガーディング責任者（DSL）および副指定セーフガーディング責任者（DDSL）を任命し、その職務を遂行するために必要な時間、資源、研修機会および権限を確保すること。
- 安全な雇用に関する手続きを整備し、その適切な運用状況を監督すること。
- 児童・生徒に関わる業務に従事する大人に対する申し立てへの対応手続き、および就学状況が確認できない児童・生徒や長期欠席・所在不明となった児童・生徒への対応手続きを整備すること。

¹ 本校におけるガバナンスおよび監督機能は、ジェネラルマネージャー、本部職員および理事が共同で担うものとする。最終的なガバナンス権限は、3名の主要ガバナーに帰属する。

- 児童・生徒のオンライン上の安全を確保するため、適切なフィルタリングおよびモニタリング体制を整備すること。
- 関連するすべての方針の策定および意思決定において、セーフガーディングの観点を十分に考慮すること。
- 児童・生徒が懸念事項や相談事項を安全かつ容易に報告できる仕組みを整備し、その仕組みが広く周知されていることを確保するとともに、児童・生徒が自らの相談や報告が真摯に受け止められると信頼できる環境を整えること。
- すべての教職員、ボランティアおよび理事が、適切なセーフガーディングおよび児童保護に関する研修および継続的な情報更新を受けることを確保すること。

学校理事会は、教員、サポートスタッフ、派遣スタッフ、ボランティアおよびガバナーを含むすべての職員が、少なくとも Keeping Children Safe in Education (KCSIE) のパート 1 の内容を読み、その内容を理解していることを確保するものとします。また、DSL、DDSL、管理職チームの構成員をはじめ、職務上より高度なセーフガーディングに関する知識が求められる者については、それぞれの役割および責任に応じた追加研修を受講させるものとします。

すべてのガバナーは、就任時およびその後定期的に、セーフガーディングおよび児童保護に関する研修を受講するものとします。これには、オンライン安全対策ならびにフィルタリングおよびモニタリングに関する責任についての研修を含みます。当該研修を通じて、ガバナーは学校のセーフガーディング体制に対する効果的な監督、検証および支援を行うために必要な知識と理解を習得し、学校のセーフガーディング体制が継続的に有効に機能していることを確認できるようにします。

また、学校理事会は、児童・生徒がセーフガーディングに関する知識および理解を身に付けられるよう、教育課程全体を通じて適切な指導を行うことを確保するものとします。これには、オンライン安全対策、人間関係および性教育、個人・社会・健康・経済教育、全校集会ならびに生徒指導・相談支援活動を含む幅広い教育活動を通じた指導を含みます。

学校理事会は、平賀 匠をガバナー・セーフガーディング担当者として任命しています。ガバナー・セーフガーディング担当者は、DSL と定期的に協議を行い、適切な監督、検証および支援を実施するとともに、本校のセーフガーディング体制の有効性について学校理事会へ報告します。

DSL は、少なくとも年 1 回、学校理事会に対してセーフガーディングに関する報告を行います。当該報告には、セーフガーディングに関する傾向や課題、教職員研修の実施状況、関連方針の見直し状況、オンライン安全対策、フィルタリングおよびモニタリング体制の運用状況、ならびにセーフガーディング実践の強化に必要な改善措置に関する情報を含みます。学校理事会は、本方針を少なくとも年 1 回見直し、承認します。また、関係法令、法定ガイダンスまたは地域のセーフガーディング体制に変更があった場合には、必要に応じて速やかに本方針の見直しを行います。

セーフガーディングに関するガバナンスおよび監督体制

学校は、効果的なセーフガーディングの実現には、継続的なモニタリング、検証および改善が不可欠であることを認識しています。セーフガーディングは、本校のリスク管理、品質保証およびガバナンス体制の重要な構成要素として位置付けられています。

学校理事会は、ガバナー・セーフガーディング担当者の支援のもと、学校のセーフガーディング体制に対する戦略的な監督責任を担っています。また、DSL から定期的に報告を受け、セーフガーディングに関する取組が適切かつ効果的に実施されていることを確認するものとします。

学校理事会による監督には、以下の事項に関するモニタリングおよび検証を含みます。

- セーフガーディングに関する事案、懸念事項および発生傾向
- セーフガーディングに関する方針および手続きの有効性
- 教職員研修の実施状況および法令・方針等の遵守状況
- オンライン安全対策、フィルタリングおよびモニタリング体制の運用状況
- 出席状況の管理および長期欠席・所在不明等の就学状況が確認できない児童・生徒への対応
- 寮生に対するセーフガーディング体制
- 学校で勤務または活動する大人に関する申し立ておよび軽微な懸念事項の管理状況
- 外部のセーフガーディング関係機関との連携状況
- セーフガーディング事案、事後検証、監査または評価から得られた教訓および改善措置の実施状況

学校は、法定ガイダンス、地域のセーフガーディング連携機関が定める手続き、監査・査察結果ならびに新たに顕在化するリスクを踏まえ、セーフガーディングに関する取組および運用状況を定期的に見直します。見直しの結果、改善が必要であると判断された事項については、管理職チームおよび学校理事会によって、必要に応じて追加の改善措置を講じられます。

指定セーフガーディング責任者（DSL）

本校の指定セーフガーディング責任者（DSL）は、管理職チームの構成員である Anthony Davies が務めます。また、谷地館和賀子を副指定セーフガーディング責任者（DDSL）として任命し、副指定セーフガーディング責任者は、指定セーフガーディング責任者が不在の場合にその職務を代行し、セーフガーディングに関する指導、判断および意思決定が常に適切に行われる体制を確保するものとします。DSL および DDSL の連絡先については、本方針の別紙 1 に記載してあります。

DSL は、学校における児童・生徒のセーフガーディングおよび児童保護について、全般的な責任を担います。DSL は、教職員が児童・生徒の安全や福祉に関する懸念を抱いた場合の第一の相談窓口となります。また、懸念事項が適切に把握、記録、報告および対応されるよう、教職員に対して必要な助言、指導および支援を行います。DSL は、学校全体におけるセーフガーディングの実施状況を継続的に把握・監督し、セーフガーディングに関する方針および手続きが適切かつ効果的に機能しているかを確認します。また、校長および学校理事会と連携し、学校におけるセーフガーディングの体制および取組を定期的に見直し、必要に応じて改善を行います。さらに、DSL はオンライン安全対策についても主導的な責任を担います。これには、学校のフィルタリングおよびモニタリングシステムの運用状況を監督すること、ならびにこれらのシステムを

通じて確認された懸念事項に適切に対応することが含まれます。フィルタリングまたはモニタリングによって児童・生徒の安全に関する懸念が確認された場合は、直ちに DSL へ報告してください。報告された懸念事項については、学校の「オンライン安全対策および適正利用方針」に従って、適切に対応します。

DSL は、セーフガーディングに関わる関係機関および外部機関との効果的な連携・協力関係を維持する責任を担います。必要に応じて、DSL は、児童福祉機関、児童保護多機関連携ハブ（MASH）、自治体指定担当官（LADO）、警察、犯罪経歴確認機関（DBS）、および過激化防止プログラム（Channel を含む）に対して、助言を求めたり、連絡・協議を行ったり、必要な場合には照会・通報を行ったりすることがあります。DSL は、児童・生徒の福祉に関する懸念、児童・生徒と関わる成人に対する申立て、過激化のリスク、その他、外部機関による介入または専門的な助言が必要となるセーフガーディング上の問題がある場合には、必要に応じてこれらの関係機関へ直接連絡することがあります。

DSL は、Working Together to Safeguard Children および Keeping Children Safe in Education をはじめとする法定ガイダンスに従い、地域のセーフガーディング関係機関およびその他の関連機関と連携・協力します。また、児童・生徒のセーフガーディング上の懸念がメンタルヘルスに関連する場合には、学校のメンタルヘルス担当責任者およびその他の専門機関と連携します。DSL は、虐待、搾取、性的暴力または性的嫌がらせの被害を受けた児童・生徒を支援するために利用できる地域の支援サービスについて、常に最新の知識を維持します。

学期中は、DSL または DDSL が、学校の通常の勤務時間中、常にセーフガーディングに関する懸念について相談できる体制を整えています。DSL または DDSL がその場で直接対応できない場合には、電話または電子的な手段により連絡することができます。また、研修旅行・校外学習、寮での生活、および通常の学校時間外に行われる活動においても、セーフガーディングに関する適切な対応体制を確保しています。

DSL は、セーフガーディングに関する記録が適切かつ安全に管理・保管されるよう責任をもって対応します。児童・生徒が他校へ転校する場合、DSL は、児童保護ファイルが生徒の主要な個人記録とは別に、法令および法定ガイダンスで定められた期間内に転校先の学校へ移管されるよう手配します。また、転校先の学校が当該ファイルを確実に受領したことについて、確認を取得します。必要に応じて、児童・生徒が安全かつ円滑に新しい学校へ移行できるよう、追加のセーフガーディングに関する情報を転校先の学校と共有します。これにより、転校後も児童・生徒のニーズが適切に把握され、必要な支援が継続して提供されるようになります。

DSL は、学校におけるセーフガーディング体制が引き続き効果的に機能するよう、セーフガーディングに関する懸念事項、傾向、手続きおよび実践状況を定期的に見直します。すべての教職員には、セーフガーディングに関する懸念を認識した場合、遅滞なく DSL へ報告する専門職としての責任があります。教職員が、報告した懸念事項について適切な対応が取られていないと判断した場合には、学校の内部通告発手続きに従って対応してください。また、必要に応じて、児童福祉機関、警察、その他の関係機関へ直接懸念を報告・照会することもできます。

校長は、セーフガーディングに関する学校の方針および手続きが効果的に実施されるよう責任を負います。また、学校理事会は、セーフガーディングの実践状況について監督するとともに、必要に応じて検証および

改善を求めます。ただし、セーフガーディングおよび児童保護に関する主導的な責任は DSL が担うものとし、この責任を他者に委任することはできません。

研修

教職員の入職時研修および継続的な研修は、地域のセーフガーディングパートナーシップから示される指針および助言に沿って実施します。

すべての教職員

すべての教職員に対して、以下の内容を含む入職時研修を実施します。

- Keeping Children Safe in Education (KCSIE) のパート 1 を読むこと。
- 学校のセーフガーディングおよび児童保護に関する方針、教職員行動規範、および関連するセーフガーディングの手続きを読み、その内容を理解すること。
- セーフガーディング、児童保護、教職員に求められる行動・行動規範、および懸念事項の報告手続きについて研修を受ける。
- 学校の内部告発の方針について確認し、その内容を理解する。

これに加えて、教員には、以下の内容についても研修・周知を行います。

- オンライン安全対策および適正利用に関する方針について理解します。これには、フィルタリングおよびモニタリングに関する学校の期待事項、各担当者の役割および責任についての理解を含む。
- 学校生活上の規則およびいじめ防止方針について確認し、その内容を理解する。
- 教職員行動規範および児童・生徒とのコミュニケーションに関する方針について確認し、その内容を理解する。
- 教育を受けていない状態にある児童・生徒へのセーフガーディング上の対応について理解する。特に、欠席が繰り返される場合および／または長期間に及ぶ場合の対応について理解する。
- DSL の役割について理解する。これには、DSL 本人と副責任者が誰かを把握することも含まれる。

上記の文書は、入職時研修の際にすべての教職員に配布します。また、これらの文書は、学校のポリシー共有フォルダからいつでも閲覧できるようにします。

随時: すべての職員は、学校職員会議、サポートスタッフチーム会議、ならびに必要なに応じて配信される電子メールや通知文書を通じて、方針や手続きの変更に関する最新情報を受け取ります。

年 1 回: 児童と直接関わらない職員は、Keeping Children Safe in Education (KCSIE) のパート 1 を読み、その内容を理解します。校長、DSL、DDSL、および学校理事会および学校経営者は、法定ガイダンス全体およびそれぞれの役割と責任に関連する項目について十分に理解していることを確認します。

3 年ごと

すべての職員は、Buckinghamshire Council Safeguarding Partnership が実施する 1 日間の Child Protection Awareness Training に参加します。

臨時職員およびボランティアは、少なくとも以下を実施します。

- Keeping Children Safe in Education (KCSIE) のパート 1 を読み、読了したことを確認します。
- セーフガーディング・パートナーシップの助言に沿って、セーフガーディングおよび児童保護に関する研修を定期的に受講します。研修には、オンライン安全対策（フィルタリングおよびモニタリングに関する学校方針、ならびに各職員に求められる役割と責任を含む）、および有害な性的行動に関する研修（児童間の性的暴力や性的ハラスメントを含む）が含まれます。また、過激化防止に関する研修を受講します。この研修では、職員が懸念事項に適切に対応し、必要に応じて報告できるよう支援します。すべての職員が、テロリズムや過激思想の影響を受ける恐れのある児童・生徒を見極めるための知識を身につけるとともに、過激な思想や考え方に適切に対応し、支援が必要な場合には適切な機関につなげる方法を理解します。
- 少なくとも年 1 回、定期的な情報更新を受け、児童・生徒を効果的に保護するために必要な知識とスキル（オンライン上の安全確保を含む）を維持・向上させます。学校は、電子メール、電子ニュースレター、職員会議などを通じて、これらの情報更新を提供します。

学校理事会は、人権法 1998 (Human Rights Act 1998)、平等法 2010 (Equality Act 2010)、データ保護法 2018 (Data Protection Act 2018)、英国一般データ保護規則 (UK GDPR)、および地域の複数機関によるセーフガーディング対策に関する取り決めに基づく責任を果たします。人権法 1998 の下では、欧州人権条約 (ECHR) に適合しない方法で行動することは違法とみなされます。ハラスメント、暴力、虐待（性的なものを含む）を受けることは、欧州人権条約に定められた人権を侵害する可能性があります。データ保護法 2018 および UK GDPR に基づき、学校およびその職員は、個人情報を公正かつ適法に取り扱うとともに、保有する情報を安全かつ適切に保護する責務を負っています。

DSL's

DSL および DDSL は、KCSIE の要件に基づき、同等レベルの研修を受講します。また、知識および技能を最新の状態に保つため、定期的な更新研修を受けるとともに、少なくとも年 1 回の情報更新を行います。

職員、ボランティアおよびその他の成人に対する申し立て

目的

本校は、児童の安全と福祉を最優先に考え、その保護と促進に努めています。また、教職員、ボランティア、委託業者、ガバナーを含む、児童と関わるすべての大人に対し、高い専門性と適切な行動を求めています。児童は、信頼される立場にある大人から被害を受ける可能性があります。そのため、職員等の行動に関する懸念、申し立て、または低レベルの懸念が生じた場合には、それらを適切に認識し、速やかに報告するとともに、公正かつ法令・指針に従って対応することが重要です。

本項は、本校で勤務または活動するすべての大人に関する申し立てや懸念事項への対応手順を定めるものです。これには、児童に危害を及ぼすおそれを示す懸念も含まれます。本方針の目的は、児童を適切に保護するとともに、すべての懸念事項が一貫性と透明性をもって取り扱われることを確保することです。また、対応の過程において、関係するすべての人が公正かつ適切に扱われることを目的としています。

軽微な懸念

本校は、児童を保護するためには、オープンな対話、相互の信頼、そして透明性のある文化を醸成し維持することが不可欠であると考えています。その一環として、すべての職員は、本校で勤務または活動する大人の行動に関して軽微な懸念を抱いた場合には、これを報告することが奨励されるとともに、その責任を負います。

「軽微な懸念」とは、その程度や重大性を問わず、本校で勤務または活動する大人が職員行動規範に反する行動をとった可能性に関する懸念を指します。これには、職員に対する正式な申し立てとして扱う基準には達しないものの、専門職として適切な境界線が維持されていない可能性を示す行動も含まれます。

軽微な懸念には、以下のような行動が含まれます。ただし、これらに限定されるものではありません。

- 児童に対して過度に親密な態度をとること
- 特定の児童をえこひいきすること
- 不適切な一对一の接触や関わりを持つこと
- 不適切な言葉遣いや発言をすること
- 電子メール、メッセージアプリ、SNS 等の利用に関する本校の方針に違反すること
- 適切な許可を得ずに児童の写真を撮影すること
- 教職員として適切な距離感や境界線を維持しないこと
- その他、専門職として不適切、不安全、または職員行動規範に反すると受け取られる可能性のある行動をとること

軽微な懸念が生じた場合は、速やかに校長へ報告しなければなりません。懸念の対象が校長である場合は、学校理事会のセーフガーディング担当者を通じて、学校理事会長へ報告します。報告された懸念は、適切に記録、確認および管理されます。これにより、行動上の傾向やパターンを把握し、問題が深刻化する前の早い段階で適切な対応を行うことを目指します。

軽微な懸念を報告する目的は、個人を非難したり責任を追及したりすることではありません。むしろ、注意深く見守り、説明責任を果たす文化を促進するとともに、児童を保護し、職員が適切な専門職としての基準を維持できるよう支援することにあります。また、懸念される行動のパターンを早期に把握し、より重大な問題へ発展することを未然に防ぐことを目的としています。

危害基準に該当する可能性のある申し立て

懸念事項が危害基準に該当する可能性がある場合、または複数の低レベルの懸念が積み重なることで、より重大なセーフガーディング上のリスクが示唆される場合には、当該事案は職員に対する申し立てに関する手続きに従って対応します。また、必要に応じて、地方自治体指定担当官（LADO）へ相談または報告を行います。

以下のいずれかに該当すると申し立てられた場合、その事案は危害基準に達する可能性があるものとして取り扱われます。

- 児童に危害を加えた、または危害を加えた可能性がある行為をした場合

- 児童に対する、または児童に関連する犯罪行為を行った可能性がある場合
- 児童に対して、児童へ危害を及ぼすおそれがあることを示すような行動をとった場合
- 児童と関わる業務に従事する者として適格性に疑義が生じるような行動をとった、またはその可能性がある場合

大人に関するセーフガーディング上の懸念は、職場内での行動だけでなく、職場外での行動から生じる場合もあります。これには、個人の私生活における行動、オンライン上での活動、他の大人に対する行動、または児童が直接関与していない行動であっても、その行動から当該者が児童に危害を及ぼすおそれがある、あるいは児童と関わる業務に従事する者として適格性に疑義が生じる可能性がある場合が含まれます。本校は、このような懸念について、個々の事案の状況や内容を踏まえて慎重に調査します。また、必要に応じて地方自治体指定担当官（LADO）に助言を求め、適切な対応を行います。

報告経路

校内で働く大人の行動に関する懸念、申し立て、または軽微な懸念が生じた場合は、速やかに、遅滞なく報告しなければなりません。

教職員、ボランティア、委託業者、派遣職員、その他本校で勤務または活動する大人に関する懸念については、校長に報告します。

指定セーフガーディング責任者に関する懸念については、校長に報告します。

校長に関する懸念については、学校理事会のセーフガーディング担当者を通じて、学校理事会長へ直接報告します。

ガバナーに関する懸念（ガバナー・セーフガーディング担当者を含む）については、学校理事会長に報告します。学校理事会長に関する懸念については、地方自治体指定担当官（LADO）へ直接報告します。LADOは独立した立場から助言を行い、必要に応じて適切なセーフガーディング上の対応、関係機関への照会・通報、または調査の実施について判断します。

懸念事項または申し立てが危害基準に該当する可能性がある場合には、校長（校長に関する申し立ての場合は学校理事会長）は、いかなる内部調査を開始する前に、地方自治体指定担当官（LADO）へ相談し、助言を求めます。また、必要に応じてLADOへの正式な照会または報告を行います。

児童に対する差し迫った危害のリスクがある場合には、直ちに児童福祉機関、多機関連携セーフガーディングハブ（Multi-Agency Safeguarding Hub：MASH）および／または警察へ通報または照会を行います。また、DSLには可能な限り速やかに報告します。

いかなる職員も、自ら申し立てや懸念事項の調査を行ってはなりません。また、児童の保護および当該事案への適切な対応のために知る必要がある者を除き、同僚等と当該事案について話し合ってはなりません。

職員は、本校の手続きに基づく対応が適切に行われていないと考える場合には、地方自治体指定担当官

（Local Authority Designated Officer：LADO）、児童福祉機関、警察、またはNSPCC内部通報相談窓口へ直接相談または通報することができます。

停職および危機管理

児童の安全と福祉は、常に本校にとって最優先事項です。教職員、ボランティア、または本校で勤務もしくは活動するその他の大人に対して申し立てがなされた場合、本校は児童に対する潜在的なリスクを査定し、事案の検討期間中に関係者の安全を確保するため、適切な保護措置を講じます。

停職措置は、申し立てがなされたことのみを理由として自動的に実施されるものではありません。停職は、児童を保護するため、調査の公正性および完全性を確保するため、または当該職員本人を保護するために、他に合理的な代替手段がない場合に限り検討されます。停職の可否を判断する前に、校長（校長に関する事案の場合は理事長）は、必要に応じて地方自治体指定担当官（Local Authority Designated Officer：LADO）に助言を求めます。

職員の業務停止を行う前に、状況に応じて次のような代替措置を検討することがあります。

- 児童と直接接する業務を伴わない職務への一時的な配置転換
- 管理職や責任者による監督・指導の強化
- 勤務時間や担当業務など、勤務体制の一時的な変更
- 特定の場所、活動、情報システム等へのアクセス制限
- 児童の安全を確保し、リスクを適切に管理するために必要と判断されるその他の措置

一時的な職務停止の決定は、事案の内容を慎重に検討したうえで行い、その必要性について定期的に見直します。職務停止は中立的な措置であり、申し立ての内容が事実であると認定されたことや、懲戒処分が行われることを意味するものではありません。

学校は、申し立てに関係する行為によって影響を受けた可能性のある児童・生徒に対し、適切な支援を提供します。また、申し立ての対象となった教職員、ボランティア、その他の関係者に対しても、合理的な範囲で必要な支援を行います。さらに、学校は、当該事案に関係する証人や同僚を含む関係者の心身の健康や福祉にも配慮し、必要に応じて適切な支援を提供します。

申し立ての内容が刑事事件に該当する可能性がある場合、重大な児童保護上の懸念がある場合、または外部機関による調査が必要な場合には、学校は児童保護指定担当官（LADO）、警察、児童福祉機関、児童保護多機関連携ハブ（MASH）その他の関係機関と緊密に連携し、リスクが適切に管理されるよう努めるとともに、法令および所定の手続に従って対応します。

対応の全過程を通じて、学校は守秘義務を遵守し、情報共有は業務上必要な範囲に限定して行います。また、リスク評価の内容、意思決定の経緯、および実施した対応措置について、適切な記録を書面で作成し保管します。

守秘義務、情報共有および記録管理

学校は、適切な守秘義務を維持することの重要性を認識するとともに、児童・生徒の安全と福祉を守り、その健全な成長を支援するために必要な場合には、情報を迅速かつ適法に共有することが重要であると考えています。すべての教職員は、児童保護に関する懸念事項を個人的な判断で秘密にしてはならないことを理解

しなければなりません。また、児童・生徒の安全確保と福祉の保護は、守秘の約束よりも優先されるものであることを十分に認識する必要があります。

教職員は、虐待やその他の児童保護上の懸念について児童・生徒から相談や開示を受けた場合、その内容を完全に秘密にすると約束してはなりません。児童・生徒に対しては、話を真摯に受け止め、十分に耳を傾け、必要な支援を行うことを伝えるとともに、安全を確保するために必要な範囲で関係者や関係機関と情報を共有する場合があることを説明します。

学校は、児童・生徒の安全を守り、その福祉を促進するために必要な場合、関係する専門職や関係機関と適切に情報を共有します。情報共有の対象には、児童福祉機関、警察、医療機関、地方自治体の担当部署、その他の児童保護に関わる関係機関が含まれる場合があります。また、個人情報保護に関する配慮は重要ですが、児童・生徒の安全に関する懸念がある場合には、それを理由として必要な情報共有を遅らせたり妨げたりしてはなりません。

児童保護に関するすべての懸念事項、相談・開示内容、申し立て、軽微な懸念、協議内容、意思決定および対応措置については、速やかかつ正確に記録し、適切な方法で安全に保管します。記録には、次の事項を含めるものとします。

- 懸念事項または申し立ての内容についての明確かつ事実に基づく記録
- 情報を受け取った日時およびその状況
- 実施した協議や相談の内容
- 行った判断・決定およびその理由
- 実施した対応措置や関係機関への連絡・通告の内容
- 調査、支援、介入またはその後のフォローアップの結果

児童保護に関する記録は、通常の児童・生徒記録や人事記録とは分けて保管し、アクセス権限は、児童保護上の正当な業務上の必要性を有する者に限定します。これらの記録は、関係法令、個人情報保護に関する要件および学校の文書保存規程に従い、適切に保管、移管および廃棄します。

また、教職員、ボランティアその他学校で活動する成人に関する懸念事項についても、申し立てや軽微な懸念を含め、関係法令および指針に基づいて記録を作成・管理します。これらの記録は、行動上の傾向やパターンを把握し、適切な児童保護上の判断を行うための根拠を確保できるよう、定められた期間保存します。

DSL は、児童保護に関する記録の管理を統括し、適切な情報共有が行われるよう監督する責任を負います。また、児童保護に関する記録の正確性および質を継続的に確認するとともに、児童・生徒が他校へ転校する際には、関係記録が安全かつ適切に引き継がれるよう対応します。

調査結果

申し立てに関する調査は、関係法令および児童保護に関する指針に従って実施し、その結果を次のいずれかに分類して記録します。

- 事実であると認められた (Substantiated)
- 立証できなかった (Unsubstantiated)

- 根拠がない（Unfounded）
- 事実ではない（False）
- 悪意による虚偽の申し立て（Malicious）

学校は、各事案の対応終了後にその経過および対応内容を振り返り、再発防止や児童・生徒の安全確保の観点から改善点を検討します。必要に応じて、学校方針、手続、研修内容または児童保護に関する実務運用の見直しを行い、より効果的な児童保護体制の構築に努めます。

DBS および TRA への報告

学校は、児童保護に関する懸念事項が法令等で定められた基準に該当する場合、関係する外部機関へ通告・報告を行う法的責任を負います。

学校は、教職員、ボランティア、委託業者その他の関係者が児童・生徒に危害を加えた、または危害を加えるおそれがあると判断されたことを理由として、その者の雇用またはサービス提供を終了する場合には、法令に基づき DBS へ通告を行います。当該通告は、対象者が懲戒手続または児童保護に関する調査の終了前に、自ら退職した場合、契約を終了した場合、解雇された場合、配置転換された場合、またはその他の理由で学校を離れた場合であっても行われます。

教員に関する懸念事項について、重大な不適切行為または職業倫理上の重大な問題が認められる場合には、学校は TRA への通告の要否を検討します。また、教員が解雇された場合、辞職していなければ解雇相当であったと判断される場合、または教育業務への従事を制限する措置が適切と考えられる場合についても、必要に応じて関係機関への報告を行います。

学校は、児童保護上のリスク、刑事上の問題または専門職としての不適切行為が疑われる事案に対応する際には、児童福祉機関、警察、地方自治体の担当部署その他の関係機関と連携し、適切な対応を行います。

外部機関への通告や報告の要否については、対象者が退職、辞職またはその他の理由により学校を離れた場合であっても、そのことを理由として判断や手続を遅らせることはありません。学校は、すべての通告・報告、意思決定および実施した対応措置について、適切かつ正確な記録を作成し、関係法令および学校の記録管理方針に従って保管します。

内部告発

学校は、児童保護に関するすべての懸念事項、申し立ておよび相談・開示について、重大な事項として受け止め、迅速かつ適切で、事案の内容に応じた対応を行うことを求めます。教職員が善意に基づいて児童保護上の懸念を報告した場合、学校は当該職員を適切に支援するとともに、その懸念事項について学校の児童保護手続に従い適切に検討・対応します。

教職員は、児童保護に関する懸念事項、申し立てまたは相談内容が適切に対応されていないと考える場合、あるいは児童・生徒が引き続き危害を受けるおそれがあると判断した場合には、速やかにその懸念を上位の責任者または適切な窓口へ報告しなければなりません。また、教職員は、児童保護に関する実務、同僚の行為、または学校の児童保護対応の管理体制に関する懸念を報告する際には、学校の「内部告発方針」に定める手続に従うものとします。

教職員は、子どもの安全や福祉に関する懸念を誠実に報告したことを理由として、不利益な扱いを受けることはありません。必要に応じて、教職員は児童福祉機関、地方自治体指定担当者（LADO）、警察、監督機関、または内部告発相談窓口などの外部機関に直接相談・通報することができます。

採用活動

学校は、「採用・選考および適格性確認に関する方針・手続き方針」に基づき、すべての採用活動を実施します。採用にあたっては、以下の確認および審査を行います。

- DBS（犯罪歴確認）チェック
- 就業禁止者リスト（Barred List）チェック
- 推薦状・照会の確認
- 本人確認
- 資格・免許の確認
- 教職就業禁止命令の確認
- 英国外での経歴・犯罪歴等の確認

これらの確認事項について、すべての職員が要件を満たしていることを示す記録は、「Single Central Register：SCR」として一元的に管理・保管します。

委託業者、ボランティアおよび派遣職員

学校は、委託業者、ボランティア、派遣スタッフなど、本校に直接雇用されていない者であっても、その業務や活動を通じて児童・生徒と接する機会があることを認識しています。そのため、児童・生徒の安全を確保するために、適切なセーフガーディング対策を実施します。

学校は、法令および関連ガイドライン、本校の採用方針、ならびに SCR に関する手続きに基づき、委託業者およびボランティアに対して適切なリスクアセスメントと適性確認を行います。

児童・生徒と継続的に接する者、監督者のいない状況で業務を行う者、または法令上の「規制対象活動（Regulated Activity）」に従事する委託業者やボランティアについては、業務開始前に適切なセーフガーディングに関する確認および審査を実施します。委託業者の従業員に対する適格性確認が雇用主によって実施されている場合には、本校は必要な確認が適切に完了していることについて、雇用主から十分な証明または保証を取得します。

すべての委託業者、ボランティアおよび来校する外部専門家は、本校のセーフガーディングに関する方針および手続きに従わなければなりません。これには、来校者に関する手続き、職員に求められる行動規範、および懸念事項の報告義務が含まれます。また、それぞれの役割に応じたセーフガーディングに関する情報および指示を受けるものとし、児童・生徒の安全や福祉に関する懸念を認識した場合には、直ちに DSL または DDSL へ報告しなければなりません。

学校によるその他のセーフガーディング責任の履行に関する取り組み

自分の安全を守るための生徒への教育

校長は、すべての児童・生徒がカリキュラムを通じて適切なセーフガーディング教育を受けられるよう確認します。これには、PSHE 教育（Personal, Social, Health and Economic Education）、RSE 教育

（Relationships and Sex Education）、ならびにオンライン・セーフティ教育が含まれます。これらの学習を通じて、児童・生徒がさまざまな危険やリスクを理解し、それに適切に対応する力を身につけ、安全で責任ある判断ができるよう支援します。また、学校内外を問わず自らの安全を守るための知識や技能を育むとともに、過激化を含むさまざまなリスクから身を守る力を養います。

これには、テクノロジー、インターネットおよびソーシャルメディアを安全かつ責任を持って利用する方法について指導することや、いじめ、グルーミング、虐待、搾取、過激化などのリスクを認識し、適切に対応する方法を学ぶことが含まれます。本校は、すべての児童・生徒に対して同一の方法で教育を行うことが必ずしも適切ではないと認識しています。そのため、支援を必要とする児童・生徒、特別な教育的支援や配慮を必要とする児童・生徒（SEND）、または虐待やその他の困難な経験をした児童・生徒に対しては、それぞれの状況やニーズに応じた、より個別的就実践的なセーフガーディング教育を提供します。

オンライン・セーフティは、本校の教育課程における重要な要素の一つです。コンピューティングおよび ICT（情報通信技術）の授業において具体的な知識や技能を学ぶとともに、デジタル社会の一員としての責任ある行動、心身の健康、人間関係、個人の安全、そして適切なオンライン行動に関する内容を、PSHE 教育および RSE 教育のプログラム全体を通じて学びます。

オンラインフィルタリングおよびモニタリング

本校は、児童・生徒が学校の ICT システムを利用する際に、有害または不適切なオンラインコンテンツから保護されるよう、適切なフィルタリングおよびモニタリングシステムを導入しています。

これらのシステムは、次のようなオンライン上のリスクを軽減することを目的としています。違法、有害または不適切なコンテンツへの接触を防ぐ、商業広告やグルーミング行為を含む、有害なオンライン上のやり取りから児童・生徒を保護する、オンラインギャンブル、フィッシング詐欺、金融詐欺などの危険なサイトやサービスへのアクセスを制限する、児童・生徒が被害を受ける可能性を高める、または実際に被害につながるオンライン上の行動を把握し、適切に対応すること。これには、性的な画像や動画を作成、送信または受信する行為などが含まれます。

本校は、児童・生徒が携帯電話の通信ネットワーク（3G、4G、5G 等）を通じて、制限なくインターネットにアクセスできる可能性があることを認識しています。その結果、学校の管理が及ばない状況において、不適切な画像の送受信、性的な嫌がらせ、ポルノグラフィーその他の有害なコンテンツの閲覧や共有などが行われるリスクがあります。こうしたリスクを軽減するため、本校は 2026 年 9 月 1 日より校内での携帯電話の使用を禁止する「携帯電話のない環境」を導入します。また、オンライン・セーフティに関する全校的な取組を推進し、児童・生徒の安全確保に努めます。児童・生徒は、カリキュラム、PSHE 教育、RSE 教育、ならびにパストラルケアを通じて、テクノロジーを安全かつ責任を持って、他者を尊重しながら利用する方

法を学びます。また、オンライン上のリスクを認識し適切に対処すること、自らの行動が他者に与える影響を理解すること、さらにサイバーいじめ、嫌がらせ、搾取行為、不適切なオンラインコンテンツなどに関する懸念を適切に報告することについて指導を受けます。すべての児童・生徒は、本校の価値観および「いじめ防止方針」に沿って、責任ある態度でテクノロジーを利用することが求められます。

本校は、英国教育省（DfE）が定める「学校におけるフィルタリングおよびモニタリング基準」を遵守し、以下の取組を実施します。

- フィルタリングおよびモニタリングシステムの管理に関する役割と責任を明確に定めること
- フィルタリングおよびモニタリング体制を少なくとも年1回見直すこと
- 教育活動や学習への支障を最小限に抑えながら、有害または不適切なコンテンツへのアクセスを遮断すること
- 本校のセーフガーディング上のニーズに対応した効果的なモニタリング体制を整備すること

本校のフィルタリングおよびモニタリング体制は、児童・生徒が学校の ICT システムを利用してインターネットにアクセスする際に、有害または不適切なコンテンツから保護されることを目的としています。これには、テロリズムや過激主義に関連するコンテンツへのアクセス防止も含まれます。また、システムが適切に機能していることを確認するため、DSL は毎月1回、フィルタリングおよびモニタリングシステムの点検・検証を実施します。

保護下にある児童および過去に保護下にあった児童

学校経営者は、地方自治体の保護下にある児童・生徒（Looked After Children）の安全を確保するために、教職員が必要な知識、理解および技能を備えるよう努めます。栗木るえ子を、要保護児童等の福祉および学業上の進捗に関する責任者として指定しています。また、学校は、当該責任者がその役割を適切に遂行できるよう、必要な研修を受講する機会を確保します。

本校は、要保護児童等および元要保護児童等（Previously Looked After Children：PLAC）が、セーフガーディングおよび教育の両面において追加的な支援を必要とする場合があることを認識しています。元要保護児童等には、養子縁組（Adoption）、特別後見命令（Special Guardianship Order）、または養育・監護命令（Child Arrangements Order）により公的保護を終了した児童・生徒が含まれます。責任者は、DSL、地方自治体、保護者・養育者および関係専門機関と連携し、これらの児童・生徒の安全と福祉を守るとともに、学習面での達成と心身の健全な成長を支援します。

寮におけるセーフガーディング体制

学校は、寄宿舎で生活する児童・生徒が、共同生活という環境の特性上、追加的なセーフガーディングおよび福祉上のリスクに直面する可能性があることを認識しています。そのため、通常の授業時間外を含め、常に適切なセーフガーディング体制を整備しています。

寮にすむ児童・生徒は、適切な研修を受けた寮スタッフおよびセーフガーディング担当者の支援を受けることができ、懸念事項や不安をどのように報告すればよいかを理解しています。また、必要に応じて、保護者・後見人や外部の支援機関へ連絡し、相談することができます。寄宿舎内で発生したセーフガーディング

上の懸念については、本方針に従って対応するとともに、「寄宿学校に関する最低基準（National Minimum Standards for Boarding Schools）」の要件に基づき、適切に管理・対応します。

DSL は、寮スタッフと緊密に連携し、寮生に関するセーフガーディング上の懸念について、効果的な情報共有、連絡体制および適切な監督が行われるよう努めます。特に、家庭を離れて生活する児童・生徒への支援、夜間の監督体制、児童・生徒の福祉、児童間で発生する虐待や有害行為、オンライン・セーフティ、ならびに支援を必要とする児童・生徒の心身の健康と福祉に十分配慮します。

外部講師・講演者への対応

学校は、外部講師や講演者の受入れにあたり、適切な監督体制を整えるとともに、その適格性を確認するための明確な手続きを定めています。学校は、児童・生徒が提供された情報を鵜呑みにせず、自分で考え、適切に判断する力を育むことを重視しています。また、外部講師による講演や活動の内容が、本校の教育理念および英国の基本的価値観と整合していることを確保します。

外部講師の来校を承認する前に、学校は当該講師の適切性について事前評価を実施します。評価にあたっては、個々の状況に応じて適切と判断される身元確認その他の適格性確認を行います。

外部講師は、必要に応じて、その講演や活動の内容が英国の基本的価値観である民主主義、法の支配、個人の自由、ならびに異なる信条や宗教を持つ人々への相互尊重と寛容の精神を積極的に促進するものであり、これらの価値観を損なうものであってはならないことを理解し、遵守することが求められます。必要に応じて、学校は講演や活動の実施前に、外部講師へプレゼンテーション資料、配布資料、動画等の提出を求め、その内容を確認することがあります。

外部講師が校内で活動する際には、本校職員が付き添い、適切な監督を行います。また、本校は外部講師に関する記録を正式な登録簿として管理し、データ保護方針に基づき適切に保管します。

学校施設を学校外活動に使用する際の取り決め

学校職員の直接的な監督または管理のもとで実施されるサービスや活動については、セーフガーディング上の懸念や児童保護に関する申立てが生じた場合、本方針を適用します。

一方、学校の直接的な監督または管理のもとにないサービスや活動については、本校は当該サービス提供者または団体が適切なセーフガーディングおよび児童保護に関する方針・手続きを整備していることを確認します。（また、必要に応じてこれらの方針や手続きを確認・点検します。）さらに、必要に応じて、当該サービス提供者または団体とセーフガーディングに関する情報共有や連携を行うための体制が整備されていることを確認します。これらの要件は、そのサービスや活動に参加する児童・生徒が本校の在籍者であるか否かにかかわらず適用されます。

学校は、学校施設が使用されている間は、その活動が学校主催の活動であるか、外部団体等による活動であるかを問わず、また、参加する児童・生徒が本校の在籍者であるか否かにかかわらず、二人の DSL に常時連絡が取れる体制を確保します。

学校施設の使用に関する契約（賃貸借契約、施設利用契約等）には、施設の利用および占有の条件として、必要なセーフガーディング上の要件を明確に定めます。施設利用者またはサービス提供者がこれらの要件を遵守しない場合、本校は当該契約を終了することがあります。

外部のサービス提供者や団体が整備しているセーフガーディング体制を確認・評価する際には、学校は、英国教育省（DfE）が公表する次のガイダンスを参考とします。「学校外での活動における子どもの安全確保（Keeping Children Safe in Out-of-School Settings）」（2022年4月）、「放課後クラブ、地域活動および学習支援に関するセーフガーディング・ガイダンス（After School Clubs, Community Activities, and Tuition – Safeguarding Guidance for Providers）」（2023年9月）。

オペレーション・エンコンパス（Operation Encompass）

学校は、家庭内暴力の影響を受ける児童・生徒を支援するため、警察と教育機関が連携して対応する Operation Encompass に参加しています。警察が家庭内暴力に関する事案に対応し、その事案によって児童・生徒が影響を受けた可能性がある判断した場合、次の登校日に児童・生徒が登校する前に、本校の DSL または DDSL へ情報が提供されることがあります。

DSL は、受け取った情報を確認し、児童・生徒に必要な支援やセーフガーディング上の対応について判断します。Operation Encompass を通じて共有された情報は、機密情報として取り扱い、本校のセーフガーディングおよびデータ保護に関する方針・手続きに従って適切に管理します。

付録 1 - 学校の主要なセーフガーディング連絡先

指定セーフガーディング責任者 (DSL)	Anthony Davies Tel: 01753 663756 Email: anthony.davies@teikyofoundation.com
副指定セーフガーディング責任者 (DDSL)	Wakako Yachidate Tel: 01753 663712 EMAIL: wakako.yachidate@teikyofoundation.com
校長	Yukihiro Hamada Tel: 01753 980508 Email: yukihiro.hamada@teikyofoundation.com
要保護児童および元要保護児童の責任者 (生徒福祉担当)	Rueko Kuriki Tel: 01753 980505 Email: rueko.kuriki@teikyofoundation.com
ガバナー・セーフガーディング担当者	Takumi Hiraga Tel: 01753 980507 Email: takumi.hiraga@teikyofoundation.com
学校理事会長	Yoshihito Okinaga Tel: 03 3964 9044 Email: 平山陽一郎 y-hirayama@teikyo-u.ac.jp

付録 2 - 主要な外部セーフガーディング連絡先

地方自治体指定担当官	Tel: 01296 382070 Email: Secure-LADO@buckinghamshire.gov.uk 9am-5pm (月～木), 4.30pm (金曜日)
地方自治体児童保護多機関連携ハブ (MASH) / 初期対応窓口	Tel: 01296 383962 9am-5pm (月～木), 4.30pm (金曜日)
成人セーフガーディング担当部署	Tel: 0800 137915
緊急対応当番窓口 通常の業務時間外における児童・成人の緊急案件への対応	Tel: 0800 999 7677
過激化防止・ラディカライゼーションに関する相談・懸念	警察 (www.thamesvalley.police.uk) 過激主義・ラディカリゼーションに関する相談: 全国過激化防止相談窓口: 0800 011 3764 過激化防止に関する通報: preventreferralsaylesbury@thamesvalley.police 児童に関する懸念: バッキンガムシャー初期対応窓口(MASH): 01296 383962 業務時間外の緊急対応窓口: 0800 999 7677 緊急事態または差し迫った危険がある場合: 999 英国教育省 (DfE) www.gov.uk/guidance/regional-prevent-education-coordinators
NSPCC 内部告発相談窓口	Tel: 0800 028 0285 Email: help@nspcc.org.uk
NSPCC 教育現場における虐待の相談窓口	Tel: 0800 136 663 Email: help@nspcc.org.uk Website: www.nspcc.org.uk/keeping-children-safe/
犯罪経歴確認機関	Tel: 03000 200 190 Email: customerservices@dbb.gov.uk Website: www.gov.uk/dbb
教職規制機関 教員の不正行為・不適切な行為に関する通報	Tel: 0207 593 5393 Email: misconduct.teacher@education.gov.uk Website: www.gov.uk/guidance/teacher-misconduct-referring-a-case
OFSTED 児童のセーフガーディングに関する相談	Tel: 0300 123 4666 (Mon – Fri, 8am to 5pm) Email: CIE@ofsted.gov.uk Website: www.ofsted.gov.uk
私立学校監査機関	Tel: 0207 600 0100 Email: concerns@isi.net

付録 3 - 虐待の可能性を示す兆候

虐待

虐待とは、児童・生徒に対する不適切な扱いや、児童・生徒の安全・福祉を損なう行為を指します。虐待は、児童・生徒に危害を加えることによって行われる場合だけでなく、危害が生じることを防ぐために必要な対応を行わないことによって生じる場合もあります。危害には、身体的な暴力だけでなく、身体的ではない不適切な扱いや、そのような扱いを他者が受けている状況を児童・生徒が目撃・経験することによる影響も含まれます。特に、あらゆる形態の家庭内暴力については、児童・生徒がその影響を見たり、聞いたり、直接経験したりすることによって受ける影響も重要です。児童・生徒への虐待は、家庭内だけでなく、学校などの施設、地域社会など、さまざまな環境で起こる可能性があります。また、虐待を行う者は、児童・生徒が知っている人物である場合もあれば、よりまれではあるものの、面識のない人物である場合もあります。虐待は、オンライン上だけで行われる場合もあれば、テクノロジーやインターネットが、対面で行われる虐待を助長するために利用される場合もあります。児童・生徒は、大人から虐待を受ける場合だけでなく、他の児童・生徒から虐待や有害な行為を受ける場合もあります。また、児童・生徒自身が、家族の他の構成員に危害を加えることもあります。これは、「子から親・養育者への虐待」と呼ばれることがあります。

身体的虐待

怪我が偶発的なものか、意図的に加えられたものかを判断することは、専門的な知識と判断を必要とするものです。そのためには、けがの状態だけでなく、本人からの説明、これまでの経緯や状況などを含め、総合的に評価する必要があります。児童・生徒に、以下に示す身体的または行動上の兆候が一つ以上見られ、職員が懸念を抱いた場合は、まず本校の生徒福祉担当に報告・相談することができます。

児童・生徒に見られる怪我の中には、注意深く確認すべきものが多くあり、意図的に加えられた可能性を示している場合があります。けがによっては、医療機関による診察や治療が必要となり、場合によっては緊急の対応が必要となることもあります。児童・生徒に生じた怪我については、その原因や経緯が説明できるものでなければなりません。説明が不十分である、説明内容に一貫性がない、不自然なほど都合のよい説明である、または児童・生徒の受診や治療が必要以上に遅れている場合には、セーフガーディング上の懸念として注意を払う必要があります。

身体的な兆候

- 原因について十分な説明ができないけがややけど、特に同じようなけがを繰り返している場合
- 治療されていないけが、または適切な処置がされないまま長引いているけが
- 顔の周辺、特に繰り返し見られるあざや擦り傷
- 口の周辺に見られる損傷やけが
- 左右対称または両側に見られるけが（例：両目の周囲にあるあざ）
- 頬など、顔の柔らかい部分に見られるあざ
- 噛み跡
- やけど・熱傷（傷の形状や広がり方に注意する。例：たばこによるものと考えられる円形のやけど）

- 殴打などによる暴行を疑わせる腫れや膨疹

行動上の兆候

- けがについて不自然または信憑性に乏しい説明をする、またはけがについて話すことを拒む
- 過度と思われる罰を受けたことを本人が話す
- 身体的な接触を避けたり、触れられることを怖がったりする
- 体育などで着替えることを拒んだり避けたりする。暑い時期でも腕や脚を衣服で覆ったままにする
- 医療機関を受診することを怖がる
- 自傷行為または自分自身を傷つけるような行動が見られる
- 他者に対して攻撃的な行動をとる
- 必要以上に従順な態度を示す、または常に周囲を警戒しているような様子が見られる
- 学習面での成績や学校での取り組みに明らかな低下が見られる
- あざやその他の身体的なけがを隠す目的とも考えられる、理由の説明がつかない欠席が繰り返される
- 家に帰ることを怖がる、または帰宅をためらう。あるいは、保護者に連絡されることを恐れたり、保護者への連絡を嫌がったりする

心理的虐待

心理的虐待は、虐待の中でも特に発見が難しいものの一つです。児童・生徒が清潔な身なりをしており、身体的には適切なケアを受けているように見えても、心理的・情緒的な面で十分なケアを受けていない場合があります。

保護者や養育者の児童・生徒に対する態度には、冷淡さ、敵意、無関心などが見られることがあります。また、児童・生徒を家庭内で責任を押しつけたり、侮辱したり、年齢に適さない責任や役割を負わせたりすることもあります。さらに、児童・生徒に対して「何をしても決して認めてもらえない」と感じさせるような関わり方をしたり、年齢や発達段階にそぐわない、過度または現実的ではない期待を抱いたりすることがあります。

身体的な兆候

- 身体的な発達の遅れ。例えば、低体重や元気がない・無気力な状態に加え、発達上のマイルストーンの達成が遅れている場合（これらには医学的な原因がある可能性もあるため、医療専門家による適切な評価・助言が必要です。）
- 自分自身の身体を傷つける行為

行動上の兆候

- 知的・認知面の発達の遅れ
- 些細な失敗に対して過度に反応する
- 自分自身を繰り返し否定したり、過度に自分を責めたりする
- 突然、言葉をうまく話せなくなるなどの言語上の問題が見られる
- 社会的に孤立している ― 集団活動に参加せず、友人がほとんどいない
- 極端に従順・受け身になる、または攻撃的・挑発的になる

- 盗みを繰り返す（例：他の児童・生徒の弁当を盗む）
- 身体を前後に揺らす、指しゃぶり、髪の毛をいじるなどの反復的な行動
- 薬物、アルコール、接着剤やシンナーなどの有機溶剤の乱用
- 保護者に連絡されることを恐れる

性的虐待

性的虐待は、児童・生徒の心理面および身体面に影響を及ぼします。身体的な兆候が直接目に見える形で現れるとは限らないため、発見が難しい場合があります。児童・生徒が性的虐待を受けていることを示す兆候は、行動の変化や普段とは異なる行動として現れることが少なくありません。性的虐待は、あらゆる社会的・文化的・職業的背景において起こり得ます。性的虐待を受けている児童・生徒の中には、虐待を隠したり、その現実から一時的に逃れたりするために、一見すると普段どおりの生活を送っているように振る舞うことがあります。例えば、虐待について考えないようにするために、学校の勉強に過度に没頭する児童・生徒もいます。

身体的な兆候

- キスマーク
- その他の噛み跡
- 自傷行為（例：腕に深いひっかき傷や切り傷がある）
- 疲労感や無気力な様子
- 妊娠または性感染症（STIs）

行動上の兆候

- 行動や学校での成績・学習状況に突然の変化が見られる
- 年齢にそぐわない性的な知識・関心・表現が見られる（例：絵、言葉遣い、遊びなど）
- 性的に挑発的な行動
- 人前で自慰行為を頻繁に行う
- 体育などで着替えることを怖がる
- すぐに泣く傾向が見られる
- より若い年齢の行動に戻る（例：指しゃぶり、捨てられたおもちゃで遊ぶ、赤ちゃんのように振る舞うなど）
- 抑うつ状態や、他者との関わりを避ける・引きこもる様子

性的搾取は、発見することが非常に難しい場合があります。その兆候は、単なる「一般的な 10 代の行動」と誤って受け取られることもあります。性的搾取の被害を受けている可能性のある児童・生徒には、以下のような兆候が見られることがあります。

- 虐待的・有害な関係に巻き込まれている
- 特定の人物や状況に対して、強い恐怖や威圧感を示している
- 年上の人々の集団、反社会的な集団、または他の脆弱な立場にある児童・生徒と頻繁に行動を共にしている

- 性的搾取に関与している他の児童・生徒と関わっている
- ギャングへの関与、ギャング同士の抗争、ギャングへの加入などに巻き込まれている
- 年上の交際相手（ボーイフレンド・ガールフレンド）がいる
- ホテルや、売春宿として知られている場所など、懸念される場所で過ごす時間が増えている
- 国内を転々と移動させられているため、自分がどこにいるのか分からなくなっている
- 家庭、施設、または学校などの教育環境から行方不明になる
- 性的虐待やグルーミングの兆候が見られる

その他の兆候

欠席のパターンや長期にわたる欠席は、性的虐待や性的搾取を含むセーフガーディング上の問題を示している可能性があります。

ネグレクト

重度のネグレクトは、児童・生徒が低体重である、身長や体格の発達が不十分であるなど、身体的な発育の遅れとして現れることがあります。ネグレクトを受けている児童・生徒は、適切な養育やケアを受けていないため、不衛生な状態であったり、身だしなみが整っていなかったり、十分な食事や適切な衣類を与えられていなかったりすることがあります（例：雪の日に薄手の綿の服やサンダルしか身につけていない場合など）。ただし、貧困、社会的困窮とネグレクトは同じものではありません。児童・生徒が経済的に困難な状況で生活していても、保護者や養育者から適切な養育や愛情を受けている場合があります。

身体的な兆候

- 慢性的な空腹
- 身だしなみや衛生状態が不十分である
- 慢性的な疲労や疲れた様子が見られる
- 季節や天候に適さない、または不十分な衣類を着用している
- 必要な医療的ケアや治療を受けていない健康上の問題がある

行動上の兆候

- 社会的に孤立している（集団活動に参加せず、友人が少ない）
- 自己肯定感が低い
- 遅刻や欠席が頻繁に見られる
- 破壊的な行動をとる傾向がある
- 同年代の児童・生徒との関係づくりが苦手である
- 盗みを繰り返したり、食べ物や物を探し回ったりする
- 身体を前後に揺らす、髪をいじり続ける、指しゃぶりをするなどの反復的な行動が見られる

兆候への対応

虐待、ネグレクト、搾取などの影響に対する反応は、児童・生徒一人ひとりによって異なります。そのため、職員は、児童・生徒の様子、行動、または置かれている状況における重大な変化だけでなく、本来見ら

れるはずの行動や反応が見られないことや、その児童・生徒にとって通常とは異なる行動が現れていることにも注意を払う必要があります。こうした変化には、例えば次のようなものが含まれます。出席状況の変化、学習への参加意欲や取り組み方の変化、行動上の変化、身だしなみや外見の変化、友人関係の変化、精神的・情緒的な健康状態の変化、身体的な健康状態の変化、理由の分からない金銭、衣類、電子機器等の所持など。これらの兆候は、一つひとつを見ると些細なものに思えるかもしれませんが、しかし、それらが虐待、ネグレクト、搾取の初期兆候である可能性があります。そのため、職員は常に専門的な視点と探究心を持って状況を観察し、懸念事項がある場合には速やかに共有しなければなりません。また、適時に対応することで、有害な行動や状況が当たり前のものとして受け入れられたり、さらに深刻化したりすることを防ぐ可能性があることを認識する必要があります。